○農林水産省告示第千七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十号、平成九年一月九日農林水産省告示第四十六号、平成九年四月二日農林水産省告示第五百一号、平成九年五月二日農林水産省告示第七百九号、平成十年三月十六日農林水産省告示第四百五号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百二十三号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百八十三号、平成十年七月三十一日農林水産省告示第千百二十三号、平成十年十一月十九日農林水産省告示第千七百八十号、平成十一年十一月二日農林水産省告示第千四百七十号、平成十一年十一月二日農林水産省告示第千四百七十一号、平成十一年十一月二日農林水産省告示第千四百七十二号、平成十二年二月八日農林水産省告示第百四十九号、平成十二年四月十四日農林水産省告示第五百九十八号、平成十二年六月七日農林水産省告示第七百八十九号、平成十二年六月七日農林水産省告示第七百九十号、平成十三年三月十五日農林水産省告示第三百八十号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十一年八月九日農林水産省告示第千四百十七号、昭和六十一年十二月十五日農林水産省告示第二千一号、昭和六十三年五月二十四日農林水産省告示第七百二号、昭和六十三年六月一日農林水産省告示第七百五十五号、昭和六十三年六月十四日農林水産省告示第八百二十号、昭和六十三年七月十一日農林水産省告示第九百七十一号、平成元年十一月二日農林水産省告示第千四百五十号、平成二年二月十六日農林水産省告示第百九十三号、平成三年一月十四日農林水産省告示第四十七号、平成三年五月十三日農林水産省告示第六百一号、平成五年十二月二日農林水産省告示第千四百十一号、平成六年五月二十五日農林水産省告示第八百六十一号、平成八年五月八日農林水産省告示第六百六十九号、平成八年五月二十四日農林水産省告示第八百二十六号、平成八年六月十八日農林水産省告示第九百六十七号、平成八年八月五日農林水産省告示第千百八十七号、平成八年十一月六日農林水産省告示第千七百四十二号、平成八年十一月七日農林水産省告示第千七百四十七号、平成九年五月二日農林水産省告示第七百九号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百四十五号、平成十年二月十七日農林水産省告示第二百四十三号、平成十年三月十六日農林水産省告示第四百十号、平成十年四月二十一日農林水産省告示第六百八十一号、平成十年七月三十一日農林水産省告示第千百二十四号、平成十一年一月七日農林水産省告示第六号、平成十一年一月十四日農林水産省告示第五十四号、平成十二年七月二十五日農林水産省告示第千四十一号、平成十二年十月十七日農林水産省告示第千二百九十五号、平成十二年十二月四日農林水産省告示第千四百九十九号、平成十二年十二月四日農林水産省告示第千四百九十四号、平成十三年五月九日農林水産省告示第六百十六号、平成十三年五月十五日農林水産省告示第六百六十七号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成九年五月二日農林水産省告示第七百九号、平成九年五月七日農林水産省告示第七百四十五号、平成十年三月十六日農林水産省告示第四百十号、平成十年十一月十九日農林水産省告示第千七百十二号、平成十一年一月十四日農林水産省告示第五十四号、平成十二年七月二十五日農林水産省告示第千四十号、平成十二年十月十七日農林水産省告示第千二百九十五号、平成十二年十二月四日農林水産省告示第千四百九十号、平成十三年三月十五日農林水産省告示第三百七十九号、平成十三年五月十五日農林水産省告示第六百六十八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十一年二月八日農林省告示第百三十四号、昭和四十二年五月四日農林省告示第六百七十一号、昭和四十三年三月二十六日農林省告示第四百二十七号、昭和四十四年十月二十一日農林省告示第千五百六十八号、昭和四十六年十月二十日農林省告示第千七百七十一号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十一月八日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和五十八年八月八日農林水産省告示第千三百八十七号、昭和五十九年二月二十八日農林水産省告示第四百九十九号、昭和五十九年六月十八日農林水産省告示第千三百八十二号、昭和六十年二月九日農林水産省告示第二百三十八号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）